

服装規定

服装はその人の心を反映し、人格を評価されるものである。常に簡素にして端正質素を旨とし、華美なものはさげ、札幌東商業高等学校生徒としての品位を保つよう心がける。

(男子)

1. 頭 髪……高校生らしい髪型とし、パーマメント、カール、毛染め、脱色などはしてはならない。
2. 制 服[2・3年生]
 - (1) 正装……標準型学生服(日被連認証マーク)とし、右襟に学年襟章をつける。ボタンは校章入り金ボタンとする。
 - (2) 6月1日～9月30日をめどとし、次の略装を認める。
 - (ア) 上衣の未着用
 - *・上衣を着用しない場合は、白のワイシャツまたは開襟シャツを着用し、左胸に学年襟章をつけること。
 - ・ニットベストを着用する場合は、本校指定のものとし、左胸に学年襟章をつけること。
 - (イ) ポロシャツの着用(指定)
2. 制 服[1年生]
 - (1) 正装
 - (ア) 本校指定の制服とし、ブレザー・スラックス・ニットベスト(任意)・ネクタイを着用する。またブレザーの左襟に学年章をつける。
 - (イ) シャツは、白のワイシャツとし、ボタндаウン、ポロシャツなどを着用してはならない。
 - (2) 6月1日～9月30日をめどとし、次の略装を認める。
 - (ア) 上衣の未着用
 - *・上衣を着用しない場合は、白のワイシャツまたは開襟シャツを着用し、左胸に学年襟章をつけること。また、ネクタイの未着用も可
 - ・ニットベスト(任意)を着用する場合は、本校指定のものとし、左胸に学年襟章をつけること。
 - (イ) ポロシャツの着用(指定)
3. 靴…原則として外靴は色、型とも自由ではあるが、華美なものはさげ、また、サンダルなどは履いてはならない。上靴は学校指定のものとする。
4. 外とう…コート、ジャンパー類は、色、型とも自由とするが、華美なものはさける。
5. 鞆…教科書・教具等の入るものとし、色、型とも自由とするが、華美なものはさける。
6. 化粧・装身具・カラーコンタクト等は禁止とする。
7. その他
 - (1) 制服の加工をしてはならない。また、変則着用はしてはならない。
 - (2) カーディガンの着用はしてはならない。
 - (3) 身の回り所持品は高校生として華美でないものとする。
 - (4) 規定と異なる服装をするときは、担任に申し出て許可をうけること。

(女 子)

1. 頭 髪……高校生らしい髪型とし、パーマメント、毛染め、脱色あるいは極端な加工をしてはならない。また、華美なリボンを使用しないこと。
2. 制 服
 - (1) 正装
 - (ア) 本校指定の制服とし、ブレザー・スカートまたはスラックス・ニットベスト・リボン（スラックス着用時のみネクタイも可）を着用する。またブレザーの左襟に学年章をつける。
 - (イ) シャツはスタンド付き白ブラウスとし、ボタンダウン、ポロシャツなどを着用してはならない。
 - (ウ) ストッキングの色は黒、ベージュ、白、紺とし、柄物をはいてはならない。ハイソックス、ソックスは白、黒、紺としワンポイントの入ったものでよい。
 - (2) 6月1日～9月30日をめどとして、次の略装を認める。
 - (ア) ブレザーの未着用
 - (イ) リボン・ネクタイの未着用
 - (ウ) 夏スカートの着用
 - (エ) 開襟シャツの着用
 - (オ) ポロシャツの着用（指定）

*ブレザーを着用しない場合は、ベストの左胸に学年章をつけること。
3. 靴…原則として、外靴は色、型とも自由であるがサンダル・ハイヒールなどは履いてはならない。

上靴は学校指定のものとする。
4. 外とう…コート、ジャンパー類は、色、型とも自由とするが、華美なものはさける。
5. 鞆…教科書・教具等の入るものとし、色、型とも自由とするが、華美なものはさける。
6. 化粧・装身具・カラーコンタクト等は禁止とする。
7. その他
 - (1) 制服の加工はしてはならない。また、変則着用してはならない。
 - (2) カーディガン、セーターの着用はしてはならない。
 - (3) 高校生としてふさわしくないものの所持、使用はやめ、身の回り所持品は華美でないものとする。
 - (4) 規定と異なる服装をするときは、担任に申し出て許可をうけること。